

料金審査専門会合の検討の進め方について（案）

平成 28 年 8 月 9 日

電力・ガス取引監視等委員会事務局

1. 本専門会合の検討事項

本年7月末、一般ガス事業者127社から経済産業大臣及び各経済産業局長宛に、電気事業法等の一部を改正する法律（平成27年法律第47号）附則第18条第1項の規定に基づき、託送供給約款の認可申請があった。本申請については、8月1日付けで電力・ガス取引監視等委員会宛てに意見の求めがあった。

これについて、本年8月3日に開催された同委員会において、東京ガス、大阪ガス及び東邦ガスの3社については、本料金審査専門会合において審査することとされたところ。（別紙を参照）。

（参考）託送供給約款の審査に係る手続

電気事業法等の一部を改正する等の法律の規定により、一般ガス事業者からの託送供給約款の認可申請は、以下の規定に照らして審査することとされている。

- ① 電気事業法等の一部を改正する等の法律
- ② 電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第十八条第一項の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給約款料金の算定に関する省令（以下「算定省令」という。）
- ③ 電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第十八条第一項の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給約款料金審査要領
- ④ 電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第十八条第一項本文の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給約款料金の算定に関する省令の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値（平成二十八年経済産業省告示第百九十六号）

2. 検討の進め方（案）

①第1回（本日）

- ・ 3社から申請内容の概要を聴取

②第2回以降

- ・ 料金算定のフロー（図1及び図2を参照）に沿って、各費目ごとに審査する。
- ・ その後、費用配賦・レートメイクについて審査を行う。

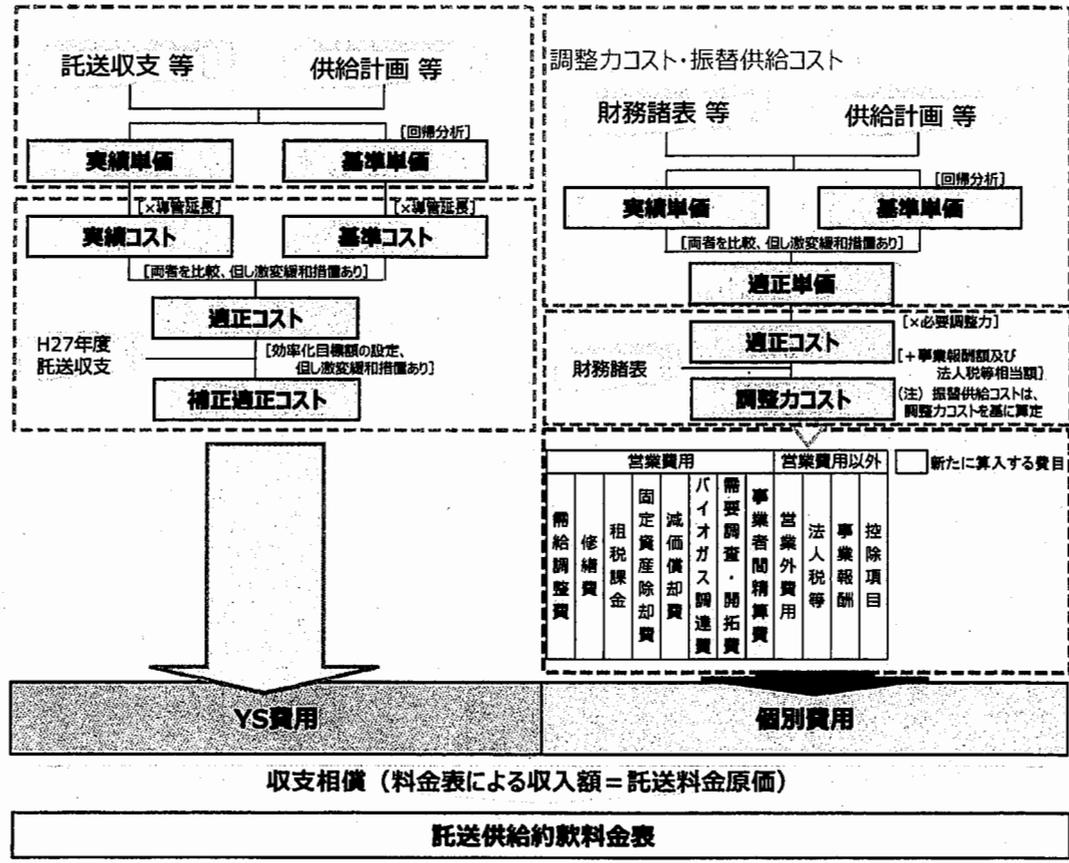
③とりまとめ

- ・ 経済産業省が行う意見募集（パブリックコメント）を通じて寄せられた意見も踏まえ、②の審査結果をとりまとめ、査定方針案をとりまとめる。（12月上旬目途）

営業費用														営業費用以外														
労務費	電力料	水道料	使用ガス費	消耗品費	運賃	旅費交通費	通信費	保険料	賃借料	委託作業費	試験研究費	教育費	たな卸減耗費	貸倒償却	雑費	一般管理費	需給調整費	修繕費	租税課金	固定資産除却費	減価償却費	バイオガス調達費	需要調査・開拓費	事業者間精算費	営業外費用	法人税等	事業報酬	控除項目

■ 比較査定対象費用 □ 個別査定対象費用

【図1】 比較査定対象費用と個別査定対象費用



【図2】 算定フローの概要

参考条文

○電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）

附 則

（一般ガス導管事業に係る託送供給約款の認可の申請等に関する経過措置）

第十八条 この法律の公布の際現に第五号旧ガス事業法第三条の許可を受けている 一般ガス事業者 であって第五号新ガス事業法第三十五条の規定により許可を受けるべき者に該当するものは、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までに、経済産業省令で定めるところにより、託送供給約款を定め、経済産業大臣の認可を申請しなければならない。ただし、託送供給（第五号新ガス事業法第二条第四項に規定する託送供給をいう。次項第二号及び第四項において同じ。）の申込みを受ける見込みその他の事情を勘案し、託送供給約款を定める必要がないものとして経済産業大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 経済産業大臣は、前項本文の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項本文の認可をしなければならない。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。

二 前項本文の認可の申請に係る託送供給約款によりガスの供給を受けようとする者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。

三 料金が定率又は定額をもって明確に定められていること。

四 一般ガス事業者及び前項本文の認可の申請に係る託送供給約款によりガスの供給を受ける者の責任に関する事項並びに導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

五 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

六 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

3～8 （略）

託送供給約款の審査の進め方
(8月3日電力・ガス取引監視等委員会資料をもとに作成)

	事業者	託送供給約款の 審査の進め方
①大手(3社)	東京ガス、大阪ガス、東邦ガス	料金審査専門会合(公開)において審査する
②準大手(7社) ※各都市に係る供給戸数が15万戸以上(大手除く)	北海道ガス、仙台市ガス局、京葉ガス、北陸ガス、静岡ガス、広島ガス、西部ガス	本委員会事務局又は各経済産業局監視室が、料金審査専門会合の委員から個別に意見を聞きつつ、審査する(当該委員からの指摘事項は後日公表する)
③その他(117社)	多数	本委員会事務局又は各経済産業局監視室が審査する

※②及び③についても、料金審査専門会合における①に係る議論を反映しつつ審査することとし、本委員会又は料金審査専門会合はその審査状況について適宜報告を受け、審査が適切に行われているか確認することとする

※①～③の審査にあたっては、経済産業省及び各経済産業局が実施する意見募集(パブリックコメント)で寄せられた意見も踏まえて審査を行うこととする

一般ガス事業者から認可申請された 託送供給約款の審査の進め方について

(趣旨)

本年7月末に一般ガス事業者127社から認可申請のあった託送供給約款の審査の進め方についてご審議いただく。

1. 経緯

本年7月末に、一般ガス事業者127社から経済産業大臣又は各経済産業局長に対し、電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号)附則第18条第1項の規定に基づき、託送供給約款の認可申請があった。本申請について、8月1日付けで本委員会へ意見聴取が行われた。

2. 審査の進め方(案)

(1) 現行の供給約款の審査方法

一般ガス事業者の供給約款(小売料金を含むもの)の審査については、以下のように行うこととされている(詳細は参考1を参照)。

- ・大手3社(東京ガス、大阪ガス及び東邦ガス)の審査は、公開の場における委員会形式で外部専門家の知見を活用し、審査を行う。
- ・準大手7社¹(北海道ガス、仙台市ガス局、京葉ガス、北陸ガス、静岡ガス、広島ガス及び西部ガス)については、行政が個別に意見を聴取するなどにより外部専門家の知見を活用し、審査を行う。
- ・それ以外の事業者は、経済産業省又は各経済産業局において審査する。

(2) 今回の託送供給約款の審査の進め方(案)

今回の託送供給約款の審査についても、これまでのガス供給約款の審査と同様の方法で行うことが適当であると考えられる。具体的には、以下のように審査することとしてはどうか。

①東京ガス、大阪ガス及び東邦ガス

料金審査専門会合(公開)において審査する。

②北海道ガス、仙台市ガス局、京葉ガス、北陸ガス、静岡ガス、広島ガス及び西部ガス

本委員会事務局又は各経済産業局監視室が、料金審査専門会合の委員から個

¹ 大手3社以外の、各都市に係る供給戸数15万戸以上の事業者

別に意見を聞きつつ、審査する（当該委員からの指摘事項は後日公表する）。

③その他の 117 社

本委員会事務局又は各経済産業局監視室が審査する。

なお、②及び③についても、料金審査専門会合における①に係る議論を反映しつつ審査することとし、本委員会又は料金審査専門会合はその審査状況について適宜報告を受け、審査が適切に行われているか確認することとする。

また、①～③の審査にあたっては、経済産業省及び各経済産業局が実施する意見募集（パブリックコメント）で寄せられた意見も踏まえて審査を行うこととする。

（参考 1）ガス料金制度小委員会報告書（平成 25 年 10 月 25 日）の抜粋

値上げ認可時の審査に当たっては、料金査定を行う上での技術的な手法の検討や原価の妥当性を評価するための前提となる調査など外部専門家による知見を活用することが適当である。

その対象事業者の範囲については、値上げの影響を受ける需要家数等を勘案し、例えば、物価関係閣僚会議に付議すべき一般ガス事業者及び消費者庁に協議すべきものとして各都市に係る供給戸数 15 万戸以上の一般ガス事業者とすることが考えられる。

外部専門家の活用の際には、公開の場における委員会形式で行うことが望ましい。ただし、上記のうち後者に該当する一般ガス事業者については、委員会形式の実施により期待される効果に比して事業者がその対応に要する費用が過度に上回ることはないよう、外部専門家と行政が情報通信機器の活用などにより一対一で質疑応答を行い、その内容を公表するといった形により実施することも許容すべきではないか。

（参考 2）本省と各経済産業局の所管について

申請事業者 127 社のうち、東京ガス、大阪ガス、東邦ガス、西部ガス及び東部ガスを除く 122 社の託送供給約款の認可に係る経済産業大臣の権限は、電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成 28 年政令第 49 号）第 4 条の規定に基づき、各経済産業局長に委任されている。

また、本年 6 月 6 日に開催された委員会での審議結果に基づき、同 122 社の託送供給約款の認可に対する意見に係る本委員会の事務も、各経済産業局長に委任されている。